

2005年(平成17年) 8月1日(毎月1日発行) No.121

# サポーターズタイムズ

## Supporters Times



### 衆議院議員秋葉けんや政策・活動リポート

発行所  
秋葉けんやサポーターズ事務所  
〒981-3121 仙台市泉区上谷刈字4-17-16  
Tel 022(375)4477  
Fax 022(375)0057  
E-mail: office@akiba21.net

購読料 年額6,000円  
振込先 秋葉けんや後援会  
口座番号 七十七銀行本店(普) 6385206  
仙台銀行黒松支店(普) 2336691  
郵便振替 02290-2-37770  
編集(株)アクトジャパン

## 『執行猶予者保護観察法の改正』を 議員立法で実現します!

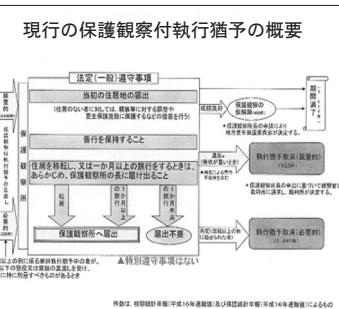
法務省が抱える課題の一つに、「更生保護制度の見直し」問題があります。この問題に関しては、特に本年5月、インターネットのチャットで知り合った当時18歳の兵庫県在住の女性を3ヶ月以上に亘り足立区の自宅マンション、ホテル等で監禁していたとして、保護観察中ににもかかわらず無断転居を続けていた執行猶予者の24歳無職の男性が逮捕された事件の発生を受け、自民党の法務部会などでも検討を重ねてきました。

私は、衆議院法務委員会の質疑でこの問題をあげました。即ち、現行の執行猶予者保護観察法では、転居や旅行・移動について許可制ではなく届け出制であり、且つ4号観察(執行猶予者に対する保護観察)の再犯罪率が特に高くなっているという現状に鑑み、執行猶予者の観察ルールの見直しの必要性を南野法務大臣に唱えました。大臣も、私の提言に注目され、国会における議論を踏まえた上との前置きの後、法改正を含め執行猶予者に対する保護観察制度の見直しに取組む意思を表しました(サポートーズタイムズ6月号1面を参照下さい)。

現行制度下での執行猶予者に対する保護観察の問題点は、①対象者に即した特別遵守事項を設定することができないこと、②転居・旅行は届出制とされ、更に一ヶ月未満の旅行については届出制さえも義務づけられていないこと、があげられます。そのため、①の問題点からは、個々の保護観察対象者の特性に合わせた処遇をすることができない、②の問題点からは、執行猶予者の所在の把握が十分になされない、といった問題があります。

そこで私からの提言もあり、党政調会法務部会において検討されている『執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案』を議員立法としてとりまとることになり、①の問題点について、執行猶予者の保護観察に対する特別遵守事項の設定が規定され、また②の問題点については、転居又は一週間以上の旅行について保護観察所の長の許可制が規定されています。執行猶予者も、各人それぞれが犯した罪の種類、犯行に至る背景事情、罪を犯したことへの懲悔の念等、事情を異にしており、この法案が成立した場合、各人の特徴に即した保護観察を設定することが可能になること、及び執行猶予者の所在を確認し易くなる等、執行猶予者・社会・被害者及びその家族にとってのメリットが認められます。

今後とも保護観察制度をより実効的なものにするために、またこれまで保護司としての立場からも、今国会中には、代議士として初めてとなる「議員立法」によって、この改正案を成立させたいと頑張っているところです。



年末保護観察人員における所在不明者数  
(過去5年)

| 年度    | 仮出獄者                 |           | 保護観察付執行猶予者           |       |
|-------|----------------------|-----------|----------------------|-------|
|       | 年末現在<br>保護観察<br>中の人員 | 所在不明<br>※ | 年末現在<br>保護観察<br>中の人員 | 所在不明  |
| 平成12年 | 6,625                | 773       | 15,593               | 996   |
| 平成13年 | 7,130                | 725       | 15,797               | 1,055 |
| 平成14年 | 7,749                | 718       | 15,790               | 1,035 |
| 平成15年 | 7,949                | 655       | 15,767               | 901   |
| 平成16年 | 8,096                | 623       | 15,687               | 860   |

\*法第42条の2の停止者数

\*平成16年の数値は速報値

# 審議された法案を紹介します in 衆議院

今月号では、本国会中、衆議院法務委員会で審議された『偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金保護等に関する法律案（以下、偽造カード等保護法案と記す）』と『文字・活字文化振興法案』の内容について簡単にご説明いたします。

## I. 偽造及び盗難カードの預貯金払戻しから住民を守る！

（皆様の預貯金は大丈夫？）

今日のカード社会において偽造又は盗難されたカードを用いた預貯金の不正払戻し等の急増がみられるにも関わらず、現行法の下では、かかる預貯金の不正払い戻しから生じる損失は、殆どの場合、預貯金者本人が負わざるを得ない状況にあります。こうした法制度の不備から生じる被害の拡大は単に預貯金者個人のみならず国民全体のカード利用に対する信頼を大きく損ねかねません。そこでこうした事態に対し早急な対策を講じることの必要性が叫ばれ、本国会へ提出されたのが、『偽造カード等保護法案』です。

（早速、議員立法で問題解決を図る！）

この法律案において保護の対象となり得るのは、預貯金取扱機関が発行する個人用キャッシュカードに限られています。また次のように不正行為の種類に応じてその払戻しに対する法的効果も次のように異なります。

### A. 偽造カード等を用いた機械式預貯金払戻し等の場合

⇒預貯金者に故意（自分の行為が一定の結果を生ずることを認識しながら敢えてその行為をする意思）又は重過失（善良な管理者の注意義務を著しく欠くこと）がある場合を除き、無効となります。この場合の立証責任（自らの無過失を立証すること）は、金融機関にあります。

### B. 盗難カード等を用いた機械式預貯金の払戻し等の場合

⇒原則的には、預金者が、次の3要件（①速やかに金融機関に通知すること、②遅滞なく金融機関に十分な説明を与えること、③捜査機関に届出を行うこと）を充たした場合には、払戻し等の金額を金融機関が補填する（尤も、この場合にも、金融機関への通知前30日以内の預貯金払戻し等に限定されています）。

⇒かかる原則に対して、同法案は次のような例外規定を置いています。

- a. 預金者に過失がある場合⇒預貯金払戻し等の金額の3/4のみ金融機関が補填。
- b. 預金者に故意又は重過失がある場合⇒補填無（但し立証責任は、金融機関が負う）。

この法律案は法律として公布された後6ヶ月を経過した日に施行される為、施行前の損害の賠償又は補填については、同法の趣旨に照らし最大限の配慮が払われる規定がなされると期待されるに留まっており、今後の課題の一つであると言えます。

【カード被害額】

クレジットカード被害額（単位：億円）

| 年度    | 総被害額  | 偽造カード被害額 |        |
|-------|-------|----------|--------|
|       |       | 被害額      | 構成比    |
| 平成9年  | 188   | 12       | 6.40%  |
| 平成15年 | 271.8 | 164.4    | 60.10% |

【日本クレジット産業協会調べ】

参照：<http://www.skimming.jp/damage/creditcard.html>

## II. 活字離れを止めよう！

近年、国民の読書・活字離れが指摘されております。しかしながら、文字・活字文化は人類の知識と知恵を承継し向上させ、豊かな人間性の涵養や健全な民主主義にとって欠くことできないものであります。知的で心豊かな国民生活と活力ある社会の実現を目的に本国会に提出され、成立したのが上述の『文字・活字文化振興法案』であります。この法案は、①文字・活字文化振興に関する基本理念を規定するだけではなく、②文字・活字文化の振興に関する国又は地方公共団体の責務も規定しています。

秋葉賢也が宮城県議時代に手がけた議員条例の一つに『宮城県文化芸術振興条例』があります。現在、この条例第4条1項に基づき、宮城県文化芸術振興ビジョンが策定され、そこには、すでに「文化芸術の香りの高い」宮城を実現するための具体的な施策が定められています。



## — 7月15日 食育基本法施行 —

7月15日に食育基本法が施行されました。

最近は日本の食生活の乱れが指摘されており、朝食を食べない子どもが増えたり、食べ物を大切にする心が失われてきています。そこで、健全な食生活を送る事ができる人間を育て、食育を推進するためにこの法律が制定されました。

## 政府税調のサラリーマン増税ありきを自民党は「許さない！」

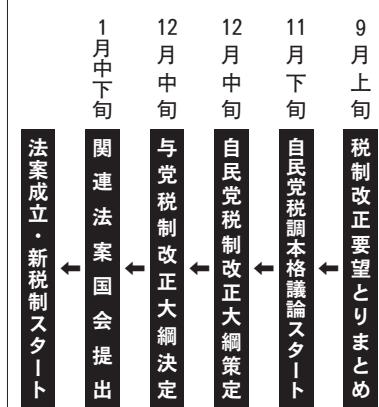
「サラリーマン増税提示」——こんな見出しに驚かれた方も多いのではないでしょうか。6月22日に政府の税制調査会が発表した「論点整理」について、武部勤幹事長は「サラリーマン増税なんて安易に許さない」と、政府税調を強く批判しました。税制は自民党的税制調査会が徹底的に議論し、決定されます。

今回、政府の税制調査会が示したものは「論点整理」です。議論に向けた一つの方向性を示したに過ぎず、「党は党の主体性をもってやります」(武部幹事長)との方針を示しています。税制改正は国民の合意を得ながら進めなければならない作業です。政府の一機関が示した方向性に、政治全体が流されていくことがあってはなりません。

「自由民主」号外、税制・行革特集号より抜粋

※政府税制調査会、「個人所得課税に関する論点整理」は、  
<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>をご覧下さい。

### 税制改正のプロセス



## 第3回自民党日本夢づくり道場にて孫正義社長と議論！

第三回「日本夢づくり道場」が5月26日、党本部で開かれました。この日の講師はソフトバンクの孫正義社長。「日本のブロードバンドは欧米の50分の1の価格で、スピードも欧米の100倍だ」と世界におけるわが国情報インフラ整備を絶賛。その上で「スピードは進化の源泉。コストは普及の源泉だ」と述べ、さらなる国際競争力の強化を訴えました。講演終了後、孫氏を囲み活発な議論が行われました。



## ネパール王国パンディ外務大臣主催の昼食会に参加しました



7月12日に、帝国ホテルにおいて、ネパール王国パラス皇太子同妃両殿下ご臨席の下、ラメシュ・ナス・パンディ外務大臣主催の昼食会が開かれました。ネパールと日本の更なる友好促進のために、パラス皇太子殿下が日本の若い国会議員との懇談を望まれ、実現したものです。

<ネパール王国側出席者>

パラス皇太子同妃両殿下、  
 パンディ外務大臣、ヴァイディア駐日ネパール大使夫妻、  
 パタック王宮秘書官、ドゥンガナ王宮秘書官、タバ外務省局長

## 第1回 国会見学ツアーを行いました

6月30日、7月1日に約40名のご参加を頂き、第1回国会見学ツアーを行いました。スケジュールは以下の通りです。

- |     |       |                              |
|-----|-------|------------------------------|
| 1日目 | 15:24 | 東京駅着                         |
|     | 16:00 | 武部幹事長・安倍幹事長代理との面談            |
|     | 18:30 | 六本木プリンスホテル<br>(ゾルセット2F)にて懇親会 |
| 2日目 | 10:00 | 首相官邸見学と国会議事堂 見学              |
|     | 12:00 | 昼食休憩&国会事務所 見学                |
|     | 13:30 | 市ヶ谷防衛庁 見学                    |
|     | 15:00 | 解散                           |



新幹線で東京駅到着後、党本部へ移動しました。総裁応接室にて武部勤幹事長、安倍晋三幹事長代理と懇談をさせていただき、4月の補選時のお話や、当選後の秋葉議員の活躍ぶりについて等、笑いも交えながらお話し頂きました。そして自民党総裁室にて両先生との写真撮影が行われました。

また、佐田玄一郎筆頭副幹事長からもご挨拶を頂戴する事ができました。

夜は、宿泊先でもあります六本木プリンスホテル内のレストランにて、ツアー参加者の皆様、秋葉議員、事務所スタッフの懇親会を行いました。

翌日、首相官邸と国会議事堂見学を行い、議事堂内にある衆議院本会議場、御休所（天皇陛下の控室）、中央広間等を説明交えて見学しました。

衆議院第一議員会館内の食堂で昼食を取った後は、国会事務所を見学されたり、お土産を買われたり、おのの自由な時間をすごされました。最後に希望者のみで防衛庁見学を行い、無事第1回国会見学ツアーフル終了となりました。

ご参加下さった皆様、本当に疲れ様でした。また、今回参加できなかった方は、ぜひ次回を楽しみにして下さい。

### 発見！国会トリビア！ vol. 3

#### 「国会議事堂の建築について」

明治に始まった帝国議会は、3代にわたる木造仮議事堂で開催されてきました。何度か、本格的な議事堂建設への動きはあったものの、実現には至りませんでした。明治末期には、建設の主導権をめぐり、官庁営繕に力を持つ妻木頼黄と、アカデミズムの側を代表する辰野金吾との間で競争争いまで生じています。その後、日本建築学会主催の大討論会等を通じ、辰野らが主張したコンペ形式が採用されました。しかし、コンペの第1等は宮内省技手の渡辺福三、実施設計は大蔵省臨時議院建築局と、辰野らが望んだ、民間建築家の手による官庁建築は、完全には実現されませんでした。臨時議院建築局には多くの建築家が参画しており、特定するのは難しいのですが、主任を勤めた吉武東里、工手学校（現在の工学院大学）元教授の矢橋賢吉ほか、大熊喜邦、武田五一、佐野利器らの名前が見られます。

#### 宮城県の東京アンテナショップがオープン

「宮城ふるさとプラザ（愛称：コ・コ・みやぎ）」 7月9日（土）東池袋にオープン！  
東京都豊島区東池袋1-2-2 東池袋ビル1, 2階 電話 03-5956-3511（代表）  
03-5956-3591（観光・情報コーナー）

#### 秋葉 賢也（あきは けんや）プロフィール

- 昭和37年7月3日宮城県生まれ、42才。
- 角田高校を経て、中央大学法学校卒業。東北大学大学院法学研究科博士課程前期修了。（財）松下政経塾卒塾（宮城県初）。
- 衆議院議員、法務委員会委員、保護司、宮城県トライアスロン協会副会長、宮城県セーリング連盟顧問など多方面で活躍中。
- 著書：「地方議会における議員立法」（文芸社）、「東北の夢創造」（ぎょうせい）。
- 趣味：野球・空手・ジョギングなどスポーツ、音楽、読書、映画。

